

原子力防災対策の見直しに向けた取組について

1. 周辺市町及び他県との取組

- 3月25日 島根原子力発電所周辺市町防災担当部長会議
- ・鳥取県を含む30km圏内市町との初会合
 - ・福島原発事故の状況について意見交換
- 5月24日 原子力防災連絡会議
- ・3月25日の部長会議と同じメンバーで構成
 - ・防災対策の見直しの方向に向け、基礎データ収集、問題点の整理、情報交換を行うために設置
 - ・作業部会設置について合意
- 5月30日 鳥取県知事との会談
- ・原子力防災に関する情報共有、協力体制等について
- 5月30日 中国知事会議
- ・広域避難場所の確保等、相互協力について合意
- 6月8日 原子力防災連絡会議作業部会
- ・原子力防災連絡会議の作業部会
 - ・資料収集・整理、問題点の掘り下げ等を開始

2. 県の取組

- 4月28日 庁内原子力防災関係課連絡会議
- ・原発から30km圏内の医療機関、社会福祉施設の入居者数、住民避難に利用可能な輸送手段等に関する基礎調査を依頼
- 6月24日 島根県防災対策本部会議
- ・新たな防災対策が必要な分野について検討を行うために設置
 - ・災害対策本部のメンバーで組織
 - ・原子力防災・津波対策の検討事項等について情報共有 詳細別紙

別紙

1 . 原子力防災

1) 住民の避難・安全対策

【政策企画局】

(1) 住民等への迅速な情報伝達

【総務部】

(1) オフサイトセンターの移転

(2) 国及び中国電力等との連絡・連携

(3) 土壌・海洋汚染等への対応

(4) 周辺市町との原子力防災対策協議

広域避難計画の策定

情報通信体制の整備

原子力防災機材の整備 等

(5) スピーディーの活用、追加配備

(6) 防災ヘリの活用

(7) 隠岐島への対応

七類港、境港閉鎖時の輸送ルート

急患搬送

(8) 私立学校・県立大学（松江、出雲キャンパス）

避難計画

家族等との緊急連絡体制

【地域振興部】

- (1) 避難のための輸送手段

【環境生活部】

- (1) 県内在住外国人への情報伝達

【健康福祉部】

- (1) 緊急被ばく医療体制
 - 初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関の機能確保
 - 救護所の設定及びスクリーニングチーム、救護チームの対応
- (2) 防護体制
 - ヨウ素剤の配備・搬送
- (3) ドクターヘリの活用の仕方
- (4) 社会福祉施設等に入所中の要援護者の避難

【農林水産部】

- (1) 食料の確保
- (2) 飼養家畜対応
- (3) 出漁漁船の安全対策
- (4) 放射能検査及び風評被害対策

【商工労働部】

- (1) 観光客等一時在留者の避難
- (2) 放射能検査及び風評被害対策

【土木部】

- (1) 避難道路の通行確保
- (2) 安全・確実な交通規制

【企業局】

- (1) 水道水の安全確認

【病院局】

- (1) 県立中央病院の機能
 - 救急医療機関（救命救急センター）など高度医療の提供
 - 基幹災害医療センターとしての役割
 - 二次被ばく医療機関としての役割

【教育委員会】

- (1) 家族との連絡体制
- (2) 屋内退避中の学校での食事摂取
- (3) 放射線量測定器の配置
- (4) 緊急時の連絡・指揮命令系統
- (5) 寄宿舍の安否確認

【警察本部】

- (1) 住民避難対策等
 - 高機能資機材及びスピーディーの活用

2) 県の災害対策本部及び一般業務の移転

【総務部】

(1) 災害対策本部機能の移転

移転候補先として利用可能な施設
災害対策本部の人員体制や設備機能
オフサイトセンター機能

(2) 防災情報システムの移転

国、他県、市町村等との通信回線
気象予警報等のオンラインデータ通信回線
サーバ

(3) 環境放射能対策機能の移転【健康福祉部】

(4) 業務継続計画の準備（新型インフルのBCPの原子力災害版）

【政策企画局】

(1) 移転先の災害対策本部における広報機能

(2) 全国知事会との連絡・調整（応援要請等）体制

【警察本部】

(1) 中枢となる警備本部機能及び通信指令機能の移転

2 . 津波対策

【総務部】

- (1) 津波被害想定調査の実施
- (2) 津波ハザードマップ等の作成
- (3) 津波災害対応マニュアルの作成
- (4) 津波災害に対する啓発